

千漁調委第 158 号
平成29年2月21日

一般社団法人全日本釣り団体協議会会長 様

千葉海区漁業調整委員会
会長 塩野 健



一都二県連合海区漁業調整委員会指示第13号について（通知）

このことについて、別添のとおり委員会指示が出されましたので、関係者への周知について御協力くださるようお願いいたします。

なお、委員会指示の内容については、従前と同様の内容です。

千葉県報

定例
平成29年2月21日

主要目次

- 千葉県公営企業の業務状況の公表
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の廃止(二件)
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業者の名称の変更
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業者の名称及び指定に係る事業所の名称の変更
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の主たる事務所の所在地の変更
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更(二件)
- 母子保健法に基づく指定養育医療機関の開設者の名称及び診療科名の変更
- 土地改良区定款の変更認可(三件)
- 土地区画整理組合の解散認可
- 企業土地管理局訓令
- 千葉県企業土地管理局建設工事等指名業者選定審査会規程の一部を改正する訓令
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請
- 土地改良区清算人の退任
- 公共測量の実施(二件)
- その他
- 一部二県連合海区漁業調整委員会指示第十三号

千葉県告示第百六十五号
地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第四十条の二第一項の規定により、千葉県公営企業の業務状況を別冊のとおり公表する。
平成二十九年二月二十一日

千葉県告示第百六十六号
生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な

帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療機関の廃止について次のとおり届出があった。
平成二十九年二月二十一日

名	称	所 在 地	廃 止 年 月 日
金ヶ作薬局		松戸市常盤平六の三の一五	平成二十八年四月一日
エース薬局		八千代市勝田台北一の一の二	平成二十八年四月十日
医療法人財団東京勤労者医療会 東葛病院		流山市下花輪四〇九	平成二十八年四月三十日
公津の杜メディカルクリニク		成田市飯田町二二四の三	〃
鍛冶口歯科医院		木更津市畑沢二の三七の五	〃
グレースデンタルクリニク		白井市南山二の一の二の二	〃
医療法人社団純誠会上野整形外科		佐倉市生谷一、五五四の一	平成二十八年五月三十一日

千葉県告示第百六十七号
生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療機関の廃止について次のとおり届出があった。
平成二十九年二月二十一日

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
セントケア千葉株式会社	千葉市中央区新町一の一七	セントケア訪問看護ステーション八千代	八千代市緑が丘二の二の一〇	平成二十八年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

退任清算人

柏市手賀六一〇番地一
 〃 〃 七九四番地
 〃 〃 七二五番地
 〃 〃 六〇〇番地
 〃 〃 七六五番地

千葉県知事 鈴木 栄治

寺田 惣衛
 篠原 喜世雄
 湯浅 澄男
 染谷 幸男
 湯浅 丈夫

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
 平成二十九年二月二十一日

- 一 測量計画機関 松戸市
- 二 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 三 作業期間 平成二十九年二月三日から三月三十一日まで
- 四 作業地域 松戸市新松戸七丁目

千葉県知事 鈴木 栄治

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
 平成二十九年二月二十一日

- 一 測量計画機関 袖ヶ浦市
- 二 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 三 作業期間 平成二十九年二月六日から三月二十四日まで
- 四 作業地域 袖ヶ浦市奈良輪

千葉県知事 鈴木 栄治

その他

一部二県連合海区漁業調整委員会指示第十三号
 東京湾横断道路木更津人工島(以下「海ほたる」という。)周辺海域における水産動物の繁殖保護を図るため、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。
 平成二十九年二月二十一日

一部二県連合海区漁業調整委員会会長 櫻本 和美

(水産動物の採捕及び遊漁の案内の禁止)

購読料

月ごめ 一部一箇月一、二〇〇円(送料を含む。)
 本号(別冊を含む。) 一部 一三二円

一 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域(以下「区域」という。)において、水産動物の採捕をし、又は遊漁の案内(船舶により乗客を区域に案内して水産動物を採捕させることをいう。)をしてはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究等の目的で行うものであって、一部二県連合海区漁業調整委員会が適当と認めたものについては、この限りでない。
 ア 海ほたる北東の突角から八四度四八分(真方位による。以下同じ。)二八三メートルの点
 イ 海ほたる南東の突角から一七四度四八分二八三メートルの点
 ウ 海ほたる南西の突角から二七六度七分三六一メートルの点
 エ 海ほたる北西の突角から三四三度二九分三六一メートルの点
 (指示の有効期間)
 二 この指示の有効期間は、平成二十九年三月一日から平成三十一年二月二十八日までとする。

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

定期購読申し込み先 〇四三(二二三)二二五二
 一部売り申し込み先 〇四三(二二三)二六五八